

人権口コミ講座

14

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2012年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」により作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

人権口コミ講座14 もくじ

**東日本大震災と人権
—寄り添う心を大切に**

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部長
神戸大学大学院法学研究科教授

坂元茂樹

**人権問題解決に取り組んでいる人は、「歩く研修会」
—京都府人権意識調査の結果から—**

(公財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員
京都教育大学教育学部教授

伊藤悦子

ゲートキーパーの役割

京都文教大学臨床心理学部専任講師
松田美枝

[5]

**全国水平社創立90周年
—創立の思想と現代社会—**

(公財)世界人権問題研究センター研究第二部客員研究員
立命館大学他非常勤講師

手島一雄

[7]

ワーク・ライフ・バランス

(公財)世界人権問題研究センター研究第四部長
大阪国際大学現代社会学部准教授

谷口真由美

[9]

**起きてしまった悲しい出来事に
誠実に向き合うことから**

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部嘱託研究員
京都精華大学人文学部准教授

住友剛

[11]

**認知症高齢者の介護をめぐつて
—介護家族の人権**

(公財)世界人権問題研究センター所長
京都府立大学公共政策学部准教授

安藤仁介

[13]

命の話と、金の話

京都府立大学公共政策学部准教授

中根成寿

[15]

**地域社会で
外国籍の人々と共に生きる**

(公財)世界人権問題研究センター研究第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾宏

[17]

犯罪被害者とその家族

学校法人同志社総長

大谷實

[19]

東日本大震災と人権——寄り添う心を大切に

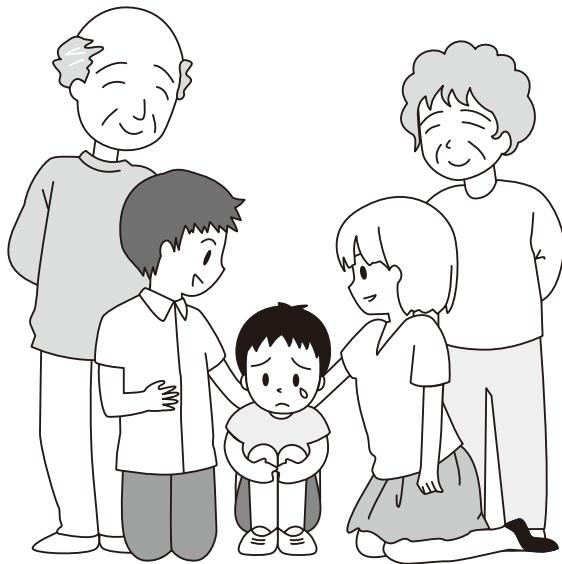
(公財)世界人権問題研究センター 研究第一部長 神戸大学大学院法学研究科教授 坂元茂樹

2011年3月11日に発生した東日本大震災によつて、また福島第一原発の原子力事故も加わり、被災地の人たちは避難生活を余儀なくされました。とくに原発事故に関わる放射性物質の拡散被害は、さまざまな風評被害を生みました。

被災者は、身近な人の死亡の事実を受け入れることができず、また避難生活のストレスなど多くの悲しみや不安のうちに生活しています。それに追い打ちをかけているのが、いわれなき中傷やいじめです。たとえば、「福島の人とは結婚しない方がいい。結婚をして子どもを生むと奇形率があがる」と講演で述べた学者や、群馬県桐生市内の献血活動について、「放射能汚染地域に住む人

の血って、ほしいですか」とツイッターでつぶやいた市議などがいます。除染を必要とする基準値を超えた被災者がいないにもかかわらず、つくば市でも一時、福島からの転入者に放射線量検査を求め、抗議を受け撤回した事例がありました。私事で恐縮ですが、私は長崎市で生まれ、祖父は原爆で亡くなり、両親も被爆しました。しかし、父しか原爆手帳を所持せず、母は申請しませんでした。姉二人の結婚のために両親が被爆者であることを知られたくなかったのです。放射能に対する知識が少なかつた戦後の混乱期ならともかく、そうした偏見が未だに存在しているという事実に慄然とします。

法務省が2012年3月に発表した調査によれば、東



日本大震災に関連した人権侵犯は29件、震災に関する人権相談は491件あつたとされます。その中には、福島から避難した人が、近隣住民から子どもを公園で遊ばせないように言われた事例や、子どもの保育園入園を断られる事例があつたとされます。また、法務省が実施している「子どもの人権SOSミニレター」には、避難先の学校でいじめにあり、「震災で死ねばよかつたのに」とまで言われた子がいたとの話を聞くと心が痛みます。

こうした偏見や差別をなくすためには、放射能に対する国民の理解を深める啓発活動が必要ですが、学校現場でも子どもの人権に配慮し、いじめの発生を未然に防ぐことが重要です。そして何よりも、「絆」を言葉だけで終わらせないために、大人も子どもも被災者のおかれた厳しい状況に寄り添う心を持ち続ける必要があります。

人権問題解決に取り組んでいる人は、「歩く研修会」—京都府人権意識調査の結果から—

(公財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員 京都教育大学教育学部教授 伊藤悦子

平成二二三(一一〇一二)年度に京都府は十年ぶりに「人権に関する府民調査」を実施し、その報告書をまとめました。その結果は京都府のHPに載せられています。

今回の調査は同和問題をはじめ、女性・外国人などに対する人権意識を尋ねるとともに、研修会参加状況や「人権問題解決に取り組んでいる人との出会い」の状況を聞きました。なぜなら、研修会参加や出会いの有無が府民の皆さんの人権意識と関係しているだろうという仮説があったからです。予想通り、人権相談窓口の周知状況などの知識面と同和問題に関わる意識については、研修会参加者ほど問題に敏感で反差別的な意識を持つていることが明らかになりました。また、同和問題解決のために取り組んでいる人との「出会い」が、他の問題(女

性・子ども・障害者・外国人・HIV感染者など)に取り組んでいる人との「出会い」よりも多いということもわかりました。地域での知り合いのなかに「解決に取り組んでいる人」がいるという結果です。そして「出会い」のある人は部落差別に反対する意見を持っている人が多いという結果でした。

当たり前の結論といえば、それまでです。一九七〇年代以降地道に進めてきた啓発活動によつて就職差別反対の考え方(採用選考は応募者本人の適性・能力のみによるべき)については九割の人が賛成するようになったのです。しかし、同和地区出身者との結婚については「問題にしない」三八・五%、「親として反対だが子の意思尊重」二一〇・四%で、もう一步の状態です。十年前に比べ

てもほとんど変わらず、啓発の工夫が求められています。ただ、研修会の効果があつても来る人は少ないですし、固定化も見られます。そこで、既に学習し問題に取り組んでいる人々の実践がますます問われているのではないかでしょうか。

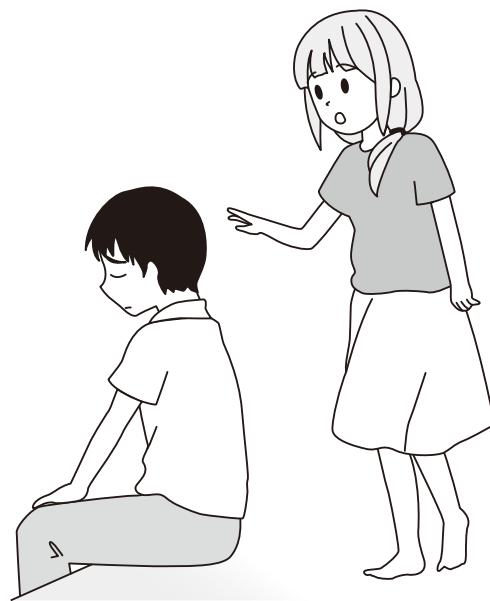
「出会い」があることと人権意識が関連しているのですから、人権問題解決に取り組んでいる人が日常的にその取組を語ることや、もつといえどそれらの人々の日常的な「人権感覚」の發揮が、周囲の人々に影響しているということになります。解決に取り組んでいる人はいわば「歩く研修会」です。私自身もそういった地域のリーダーから多くの学びがありました。そうした「出会い」を増やし、学びあい、尊重しあえる関係を今後も増やしていきたいと思います。



ゲートキーパーの役割

京都文教大学臨床心理学部専任講師 松田美枝

ゲートキーパーとは耳慣れない言葉ですが、別の言葉で表すと「門番」ということになります。ここでは特に、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人」（内閣府『ゲートキーパー養成研修用テキスト』より）という意味で用いたいと思います。わが国の自殺者数は平成10年以降14年間、年間3万人を超えて、平成24年に2万7千人台に減少したところです。人口に対する割合は高く、G8諸国の中ではロシアに続き第2位で、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリスなどよりも高い水準です。性別では7対3くらいで男性の割合が高く、年代別では15歳から39歳までの死因の第1位を占めています。また、中年層や高齢者の自殺率も非常に高い状態が続いている。



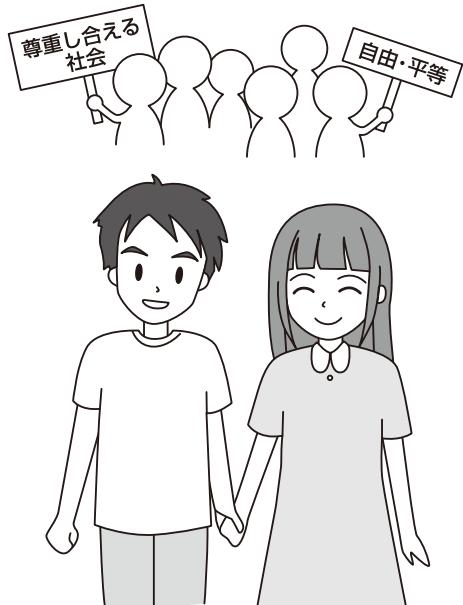
現在では多くの人と共に考える機会が増えてきました。

そのような流れの中で、改めて身近な人と日頃から声を掛け合い、普段とは違った様子に気づき、人生に伴う悩みや苦しみを分かち合う中で、これまでとは違った展望が開かれてくることがあります。簡単には解決できない問題であっても、生きづらさを共有することはできるかもしれません。また、支援を求めることで辛さが緩和されるならば、適切な支援につなげる・つながること、そしてそれで終わりではなく、その後の経過を互いに見守り続けること。そういう試みがゲートキーパーの役割として広められつつあります。これはもしかしたら特段、新しいものではなく、かつてこの国で当たり前のようになっていた地域での関わり合いの姿なのかもしれません。いま一度、自殺について、人生について考えながら、それぞれが果たせる役割を実践してみませんか？

では、人はなぜ自殺するのでしょうか。これは古くからある深い問いです。時代や文化によって自殺の様相も異なりますが、現代日本では様々な苦しみに起因するものが多いと考えられます。たとえば、心身の病気、経済的な生活苦、人間関係の難しさ、家族内の不和、大切な存在の喪失体験など、生きることには多くの苦しみが伴います。強い苦しみの中で生きること 자체が耐え難く感じられ、心穏やかに永遠の眠りにつくことが望まれる場合もあることでしょう。経済的繁栄や科学の進歩などの裏にあり続けてきた苦しみや死といった事柄に、私たちは正面から向き合うことを避けてきたかもしれません。これまで自殺の話は表立つて語られて来なかつた経過がありますが、平成18年に自殺対策基本法が施行されてから、

全国水平社創立90周年——創立の思想と現代社会——

(公財)世界人権問題研究センター研究第二部客員研究員 立命館大学他非常勤講師 手島一雄



部落出身者が自らの手で差別からの解放を勝ち取ると宣言した全国水平社の創立大会（1922年3月3日）から、2012年は90周年にあたりました。『人間の奪還』——それが水平社に集った部落青年たちの叫びでした。学校、地域社会、就職、結婚などあらゆる場面で排除され、人間扱いされてこなかつた部落の人々には、差別への怒りと同時に、自らの生まれを卑下する諦観や自暴自棄的な風潮も広がっていました。水平社宣言は、「兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり実行者であつた」と述べ、「誇り」を喚起することも、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と語つて人が人として尊重し合える社会を作ることを訴えました。

戦後、基本的人権を明記した新憲法が制定され、旧身

分や家柄を重視した諸制度も廃止されて部落差別をなくす条件が生まれます。同和行政により部落の生活環境は改善され、解放運動や民主主義を担う運動によつて部落差別も「解消の過程」に入つたといわれます。部落内外の結婚が増え、状況は様変わりしました。

しかし、部落に対する忌避感情が全くなくなつたというわけではありません。身元調査や土地差別は依然としてあり、インターネット上では心ない書き込みが見られることも事実です。私は大学の人権教育に関する授業で、かつて政府が行つた「子どもの結婚に関する意識調査」の項目を継続的に質問するようになっています。「部落出身かは関係ない、大事なのは相手の人柄」と答える人が増えていますが、一方で親世代の約4割が「結婚を

避けたほしい」と回答します。その理由は①部落に対する偏見、②親族づきあいの問題、③「苦労させたくない」などに三分されます。親子観や結婚観という問題が背景にあり、③では厳しい競争社会のなかで「不利な事象」の回避という心情がはたらいているようです。

翻つて今日、格差社会のもとでワーキングプアと呼ばれる人々の非人間的な労働環境があり、それらを「自己責任」「致し方ない」と見る風潮もあります。子どもの間では陰湿に行われる「いじめ」が問題とされています。水平社がかつて唱えた「人間の奪還」や個人を尊重しあう社会作りは、今こそ問われているのではないか。長い苦闘の歴史をもつ部落差別をなくすための運動が、そうした運動の中軸となり、その経験が生かされることを望んでいます。

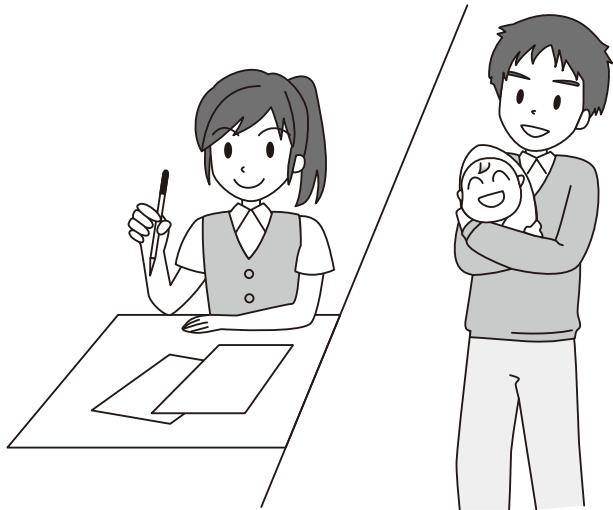
ワーク・ライフ・バランス

(公財)世界人権問題研究センター研究第四部長 大阪国際大学現代社会学部准教授 谷口真由美

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をご存知でしょうか？日本語で「仕事と生活の調和」と訳されています。政府の施策として、平成19年から積極的に推進されていますが、一般的にはあまり知られていません。

いま日本の現状は、仕事も私生活とともに大切だという人々にとつては、生きづらい社会だといえます。働く人たちの多くは、仕事を犠牲にするか、私生活を犠牲にするかという選択をせざるを得ない状況に直面しています。

とくに、家庭生活での役割分担の割合が大きい女性の多くは、仕事を犠牲にせざるを得ない状況といえます。これでは、女性の経済活動は制限され、社会進出が進みません。また、男性は仕事の割合が大きく、多くの人は



個人の持つ多様な人生設計などを重視しているところも増えてきました。「柔軟性」は、働き方の長期的・短期的な時間の問題です。子育てや介護を抱えているとき、また、自身が学び直したいときなどは働くことを抑制し、それによつて不利益を受けないようにするものです。最後の「時間の質」ですが、仕事にかける時間で評価されるのではなく、効率よく時間を短縮し質を高めるというものです。それぞれの人が、心豊かに暮らせる時間があるかどうかが大切な点です。

このように、ワーク・ライフ・バランスは個人だけでも、自治体だけでも、企業だけでも解決せず、それぞれが取り組まなければならぬ問題です。仕事も生活も、どちらも充実させたいと考えるのは欲張りなことではないのです。

家庭生活を犠牲にせざるを得ない状況です。このような状況では、気分よく働くことも、楽しく家庭生活を送ることも難しいですね。

そこで、政府はなるべく仕事と生活の調和が取れるよう、人々がどちらか一方を選ばざるを得ないような社会環境や制度を変えて、どちらも犠牲にしないでむ社会をつくるよう、企業や自治体と協力してワーク・ライフ・バランス施策を進めているのです。

このような、仕事と生活のどちらも犠牲にしないためのキーワードは、「多様性」、「柔軟性」、「時間の質」です。「多様性」は、人々が多様な生活の仕方を選ぶことや、またそれぞれの人生設計を立てることができる」とです。最近、企業では「ダイバーシティの推進」といつて、

起きてしまった悲しい出来事に誠実に向き合うことから

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部嘱託研究員 京都精華大学人文学部准教授 住友 剛

2012年は、大津市での中学生の悲しい出来事にはじまり、子どもたちの自殺に関するニュースが相次いだ。ただ過去と比較して、この夏は、自殺事案発生直後の学校による「アンケート」と、事実経過の調査や再発防止の在り方などを検討する「第三者委員会」に注目した新聞記事などが多かつたようだ。このような報道が行われた背景には、文部科学省のこの数年の取り組みが関わっている。

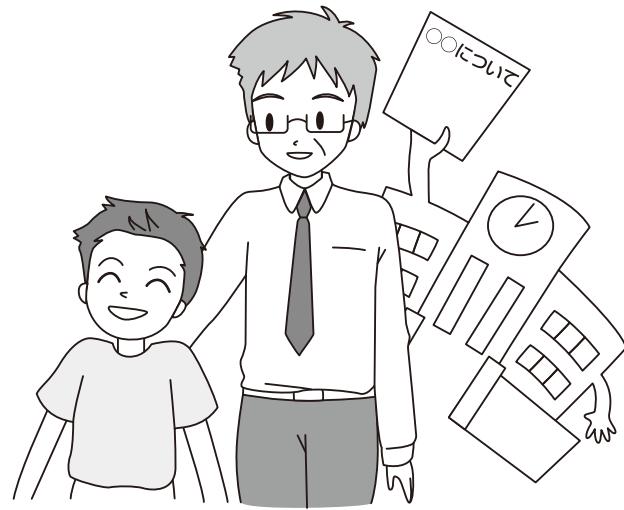
文部科学省はこの数年、自殺対策基本法(2006年)制定を受けて、子どもの自殺防止に関して調査研究協力者会議を設け、「教師が知つておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル・リーフレット(2009年)や、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(2010

年)などの作成を行ってきた。その調査研究協力者会議が2009年度、「遺された人へのケア」や「背景調査」を主題にして、二つの遺族団体からのヒアリングを行つた。そのヒアリングの場において、遺族団体側からは亡くなつた子どもに関わる事実経過を詳しく知りたいとう願いとともに、その経過の把握に向けての調査方法や第三者委員会の在り方などに関する意見が出された。

これをふまえて、文部科学省は2011年6月、平成22(2010)年度の調査研究協力者会議の「審議のまとめ」において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」を出した。また、これに併せて、各都道府県教育委員会などに文部科学省は「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)」を出した。この通

知では、たとえば次のような自殺事案発生時の学校・教育行政の対応が示された。^①子どもの自殺事案が生じたときには、その後の自殺防止につなげるためにも、学校・教育委員会が主体的に背景調査を実施すること。^②遺族側の要望・意向を聴取し、できる限りの配慮・説明を行うこと。^③より詳しい調査に関して、必要に応じて中立的な立場の医師・弁護士などの専門家を交えた調査委員会を設置することもできる。

先述のとおり「事実を知りたい」というのが、子どもの自殺に直面した遺族側の切実な願いである。また、その願いに沿う事実経過の把握や背景要因の調査は、そのまま再発防止の取り組みにもつながる。「子どもの命を大切にする」学校づくりは、まずは文部科学省の通知の趣旨に沿つて、子どもの自殺という悲しい出来事に向き合うことから出発してほしい。このことを私は強く願う。



認知症高齢者の介護をめぐつて——介護家族の人権

(公財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授 安藤仁介

少子高齢化が進む現代の社会では「高齢者の人権をいかに守るか」が日常的な問題となっています。女性の平均寿命は世界1位から2位になったものの、平均寿命が、女性は85歳を超え、男性も80歳に近い日本にとつて、これは切実な問題であり、私たち皆が年を取っていく現実を考えれば、若年層を含む私たちすべての問題でもあります。ここでは、とくに高齢者を介護する側の人権について取り上げてみましょう。

認知症高齢者の財産管理をめぐる不祥事を防ぐため、平成12年から「成年後見制度」が実施されています。これは高齢者の財産が、高齢者その人の福祉に使われることを保障しようとするもので、配偶者を含む一定の親族

または家庭裁判所が選ぶ人が高齢者に代わって、その財産を管理する制度です。このことは、広い意味の介護が、原則として家族の責任であることを意味します。しかし、介護をすべき家族の人権はどうなっているのでしょうか。

少子高齢化と並ぶ核家族化の進行を反映して、子どもたちが自立したあとは、夫婦一人で生活することが普通になりました。お互いが元気なうちはいいのですが、どちらか一方が認知症になると、途端に深刻な問題が生じます。まず第一に、長年一緒に暮らしてきた二人にとって、相手方の姿は変わらないのに今までのように思ひが通じない事実はなかなか受け入れることができませ

ん。認知症の悲しさは、本人が認知症という自覚がないことです。そのため、家族は振り回されることになります。第二に、そのことから生じる心の葛藤により家族の方が追い詰められています。こうして、いわゆる老老介護の悲劇が拡がりかねないのです。

この悲劇に対処するためには、若い家族が近くに住むとか、地域社会が高齢者を見守るとか、の配慮が欠かせません。それでも十分に対処できない場合には、結局、何らかの公的介護の手を差し伸べることが不可欠でしょう。そして、その際、東日本大震災で見られたような、家族のプライバシーに名を借りて、必要な介護の手を差し控えることがあつてはならないと思われます。



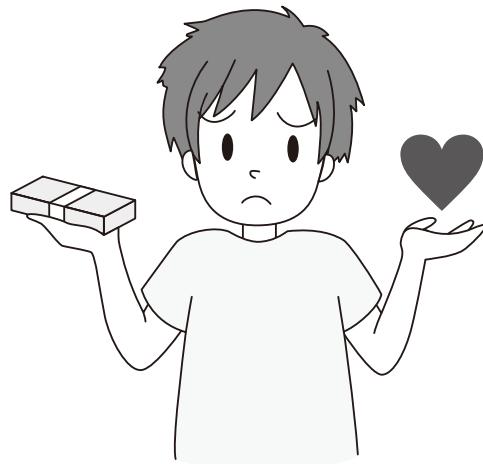
命の話と、金の話

京都府立大学公共政策学部准教授 中根成寿

2011年に障害者基本法が改正された。大きな特徴は「可能な限り障害のない人と同じように」という文言が加わったことだ。また「障害」という言葉には身体の機能障害に加えて、社会的障壁が定義された。これは「障害は、身体の機能障害と社会の壁も両方とも障害ですよ」という意味だ。

この定義は「私たちの身体は一人ひとり異なり、その人が社会的障壁と折り合って障害のない人と同じように生活していくには支援がいる」と言っている。

これまで異なった身体の持ち主には、特別な施設や特別な場所、特定の生活様式が強いられてきた。そしてその人の傍にいたのは施設職員か家族だった。これをひっくり返す。つまりその人が暮らしたい場所で、家族



でない人が傍にいれば、その人は「障害のない人と同じように」暮らしていく。

これを実現するのは、まだ難しい。昨年から今年にかけて、和歌山市である裁判が行われた。原告（70歳代男性）は障害のため、24時間誰かがそばにいないと生きていけない。それに対し、和歌山市が実際に支給決定をしたのは、1日12時間の介助時間だった。要求の半分である。あの12時間は同居する妻（70歳女性）がいるからという市側の主張だった。

市側にも言い分はある。国は制度上、24時間分の金を出してくれない。足りない分は市側が独自負担をする。市の担当者も困ったはずだ。だが原告の要求が過剰な要求でないことは、ベッドサイドに座つた人ならすぐに理

解できただろう。一方は命の話をし、一方は金の話をした。いや、命の話を金の話にすり替えなければならなかつた。裁判は、市が1日21.5時間の支給を行うということで決着した。「みんな少しずつ我慢しているんだし、財政問題もあるから仕方がない、障害者だけ特別扱いできない」という意見には、私は反論する。特別扱いではない。24時間、誰かが傍にいてようやく「障害のない人と同じ」なのだ。24時間誰かがそばにいなければ、生きていけない人がいる。そしてこの社会は24時間、家族以外が、その人の傍にいられる制度は、十分には存在しない。障害者総合支援法という新しい法律が2013年から始まる。すつたもんだったが、異なる身体が、社会的障壁と折り合いを付けて生活をして行くには、とりあえず今はこの法律しかない。せめて命の話をするときに、金の話をしないで済むように、私たちはこの法律を引受け、考えていくしかない。

地域社会で外国籍の人々と共に生きる

(公財)世界人権問題研究センター 研究第三部長 京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

今日、日本社会では2百万人以上の外国に国籍をもつ人々がさまざまな仕事を持ち、また研究や勉学をしながら生きてています。それらの人々の多くは自分の家族とともに暮らしています。このことは日本人の場合も同様で、数十万人の日本人が外国で暮らしています。

さて、日本のさまざまな地域社会で外国籍の人々はどうな思いで毎日を過ごしているでしょうか。お隣との会話の機会や、地域社会共通の問題にかかわっているのでしょうか。

外国籍の人々以外にも日本国籍を取得した人もおり、また日本人と国際結婚をしたご家族もあります。それらの人々を加えて外国にルーツやかかわりを持つ人とい

えば、もっと数字は大きくなるはずです。

これらの人々は一つのグループに分けることができます。ひとつはここ20～30年、またはごく最近外国から来た人々です。この人たちの場合、日本語での会話や文章の読みとりがよく出来ない人が少なくありません。でも、日常生活のことですから、身振り、手振りでも意思を通することは不可能ではありません。双方の努力で地域での共通のルールを教え、その地域での慣習や行事を説明してみてください。盆踊りや季節ごとの行事にその人々も喜んで参加してくれるでしょう。また、母国と日本との慣習の違いもよく説明することで誤解も解け、双方が納得できるはずです。



もう一つの人々は戦前に日本へ渡航してきた朝鮮半島からの人々です。その方は世代を重ね、今は2世～4世の方々が圧倒的に多いのですが、戦前・戦後の日本社会の蔑視感情が残っている場合もあって、民営賃貸住宅への入居を断られたり、日本人の保証人を求められたりすることが今でも後を絶ちません。また本名で暮らすことをためらっている人々も少なくありません。

だれもが地域で、ありのままの姿で他人と接し合い、助け合い、理解しあうことができる求められています。異文化を持った人々、さまざまな家族の歴史を背負った人々と共に暮らし、お互いに理解を深め、学びあうことができる地域を築いていきましょう。

犯罪被害者とその家族

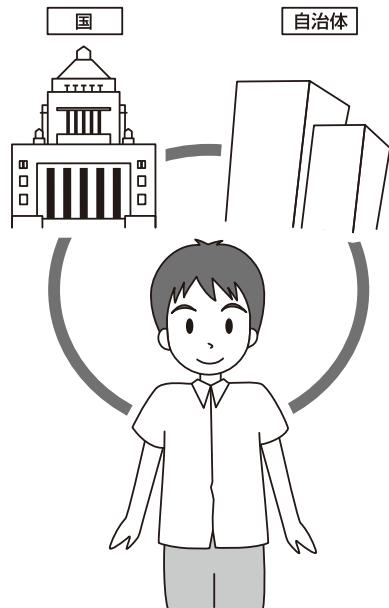
学校法人同志社総長 大谷 實

犯罪被害者とは、犯罪によつて害を被つた者をいいます。典型的には、殺人罪や傷害罪によつて殺されたり、殴られて大怪我をした人を指しますが、窃盗罪や詐欺罪で財産を失つた人、さらには、交通事故によつて死亡したり負傷した人も犯罪被害者です。なお、「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族のことを言います。

犯罪被害を受けますと、被害者は勿論のこと、配偶者や子供などの家族も経済的・精神的な打撃を被ります。とくに、一家の大黒柱を殺害されたような場合、すぐに家族の生活が困るといった経済的打撃は深刻です。そこで、1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が施行され、はじめは上限800万円程度でしたが現在は約

3000万円となり、交通事故による被害者と同じくらいのお金が一般の被害者やその遺族にも支給されるようになりました。

一方、犯罪被害者やその家族は、経済的打撃を被るとともに精神的打撃を被るのが普通です。特に、死亡した犯罪被害者遺族の精神的苦しみは、計り知れないものがあります。そういう精神的な打撃について、法律は、精神的損害として慰謝料の対象とすることにしているのですが、愛する者を永久に失つてしまつたという喪失感や悲嘆の感情を、金銭で和らげることには限界があります。いうまでもないことですが、犯罪被害は、何時、誰に起ころるか分からぬのですから、たまたま被害を受けた人にだけ精神的苦痛という犠牲を強いるのは不公平で、



正義に反します。したがつて、犯罪被害者やその家族が、少しでも早く、再び元の平穏な生活に戻ることができるように、必要な支援を途切れることなく受けることができるようになります。国や地方公共団体および国民の責務だということになります。そして、支援は、経済的な損失を補うだけでは不十分であり、犯罪被害者のニーズに即したものでなければなりません。犯罪被害としてのトラウマ（心のきず）やPTSD（心の傷による精神障害）などに対する心のケアに関心を払い、医療的・福祉的なサービスを提供する必要があります。また、2005年に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づいて、犯罪被害者等が犯人の刑事裁判に参加できる犯罪被害者参加制度や民間支援団体の自主的な支援活動を促進する措置が認められてきました。今後も、犯罪被害者とその家族のニーズに応える多様な支援が求められると思います。



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、人権擁護に関する啓発活動の推進を目的として、昭和59年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。

(構成団体)

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会

.....
平成25年3月 発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268
E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター
.....